資料 6 - 2 豊洲市場用地における 不透水層 (Yc 層) 上面の判断について

豊洲市場用地における不透水層(Yc 層)上面の判断について

1. 目的

豊洲市場用地では、平成 19 年から平成 21 年にかけて、以下の①~⑤の調査ボーリングが実施されている。

調査名称	時期	箇所数	調査内容
①追加調査	H19年	66 箇所	既往調査(東京ガス㈱実施)に対し、より詳細に現
			況を把握するための追加調査
②詳細調査	H20 年	62 箇所	対象地の Yc 層の分布深度を確認するための先行ボ
(先行ボーリング)			ーリング調査
③絞込調査	H20 年	441 箇所	詳細調査において、表層土壌で環境基準を超えた地
			点、または地下水で環境基準の 10 倍を超えた地点
			で深度方向の土壌分析を実施
④土壌ボーリング調査	H20 年	200 箇所	環境確保条例第 117 条に基づき、詳細調査で地下水
(⑤環境確保条例第117条			が環境基準の 1~10 倍の地点(③絞込調査で基準の
に基づく調査を先行実施)			10 倍以上は実施済み) で深度方向の土壌分析を実施
			(先行して 200 箇所で実施)
⑤環境確保条例第 117	H21 年	962 箇所	④土壌ボーリング調査と同様
条に基づく調査			(④で実施済みの先行 200 箇所を除く 962 箇所で実
			施)

土壌の深度方向の汚染状況を確認する際には、原則 Yc 層以浅を対象として土壌分析を行っており、このうち Yc 層付近まで汚染が達しているものについて、土壌汚染対策工事の中で、Yc 層以深で深さ方向に 2m 続けて汚染がないことを確認(2 深度確認)するための調査(底面管理調査)を実施している。

前述の①~⑤のボーリング調査はその目的等が異なることから、同一単位区画内で複数実施されている場合があるが、一部地点では同一単位区画内であっても Yc 層上面標高に差異があることが確認されている。

ここでは、Yc 層上面標高の差異の状況を整理し、土壌汚染対策深度の判断の妥当性を検証した。

2. Yc 層上面標高の判断状況

資料1では、同一単位区画内で複数のボーリング調査が実施されている K37-2 (5 街区) と F10-4 (6 街区) を中心とした東西方向、南北方向の柱状図一覧を作成し、Yc 層上面標高の判断状況を例示した。

対象地における Yc 層上面深度について以下に記す。

➤ 対象地は、含水の多い泥状の「浚渫土*」を送泥ポンプの排出により埋め立てたとされている(図1参照)。このため旧海底面と浚渫土の境界には当初からある旧海底面の自然な傾斜や凹凸に加えて、軟弱な海底面は排出される浚渫土で攪乱され、さらに複雑に乱された凹凸が加わっていることが考えられる(実態として Yc 層上面が傾斜している)。

※「浚渫土」・・・浚渫は、港湾・河川などの底面をすくい上げて土砂などを 取り去る土木工事であり、その土砂を浚渫土という。



図1 東京港の埋立状況

出典:『東京港埋立のあゆみ』東京都港湾振興協会 HP https://www.tokyoport.or.jp/43pdf_01.pdf

3. Yc 層上面標高の差異が大きな区画における汚染深度の確定状況、対策実施状況

資料2では、同一単位区画内で「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」が実施されている単位区画を抽出し、Yc 層上面標高の差異を整理するとともに、Yc 層上面標高の差がある程度確認できる区画(ここでは差が1m以上ある区画とした)では汚染深度の確定状況(2 深度確認)、対策実施状況を確認した。

「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第 117 条に基づく調査」の Yc 層上面標高の差が 1 m 以上ある区画が 27 区画確認されたが、このうち、対策工事の 対象外である道路部の E27-7、H13-5 を除く 25 区画については、いずれの区画でも土 壌溶出量が 2 深度連続で基準に適合している状況が確認されており (自然由来と判断される場合を除く)、当該適合深度まで掘削除去対策も実施されていることから、その下

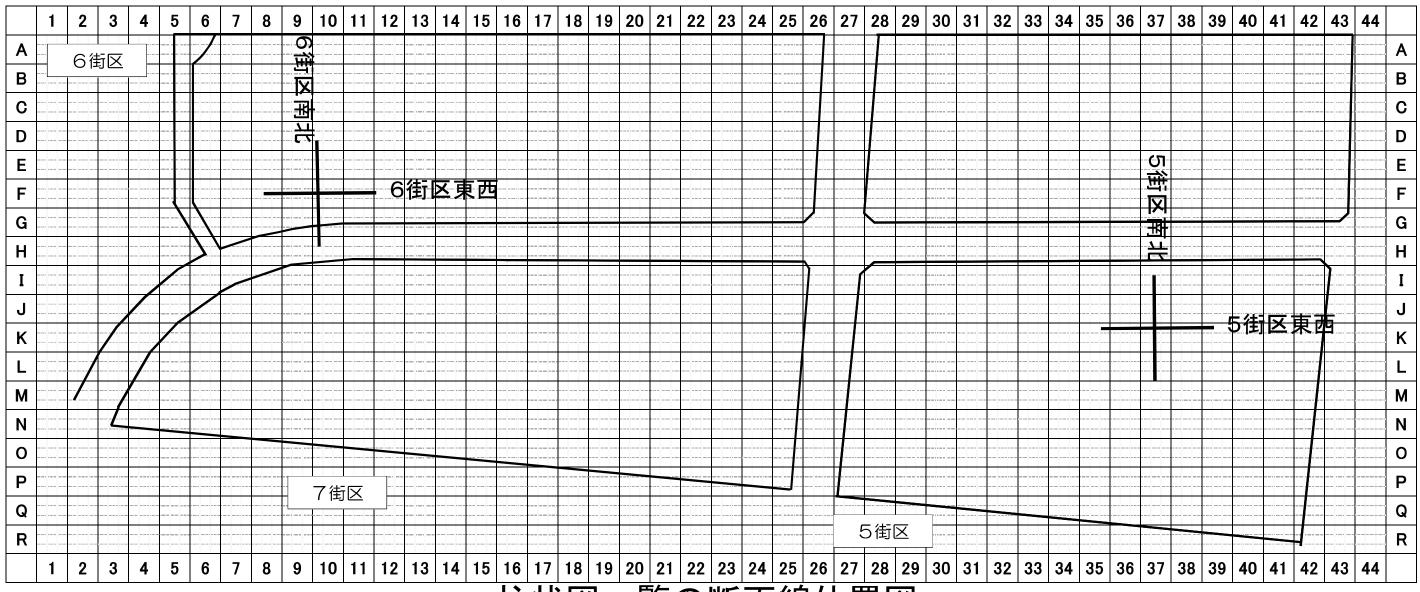
1

位に土壌汚染が存在する可能性は低いと言える。

なお、上述の同一単位区画内にある 2 種類のボーリング調査の「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第 117 条に基づく調査」の Yc 層上面標高の差が 1m以上ある場合において、Yc 層上面深度が浅い方の地点で Bz 分析を実施している区画では、深い方の Yc 層上面深度まで Bz 分析をしていないとの考えもある。しかし、Yc 層上面標高の差は極端に大きなものではなく、埋立工事時の攪乱で生じた凹凸等も考慮すると、各調査地点の Yc 層上面深度がそれぞれ実態を表している(Yc 層上面が傾斜している)と考え、不透水層確認まで Bz 分析を行うという法の調査方法に照らしても問題のないものと考えた。

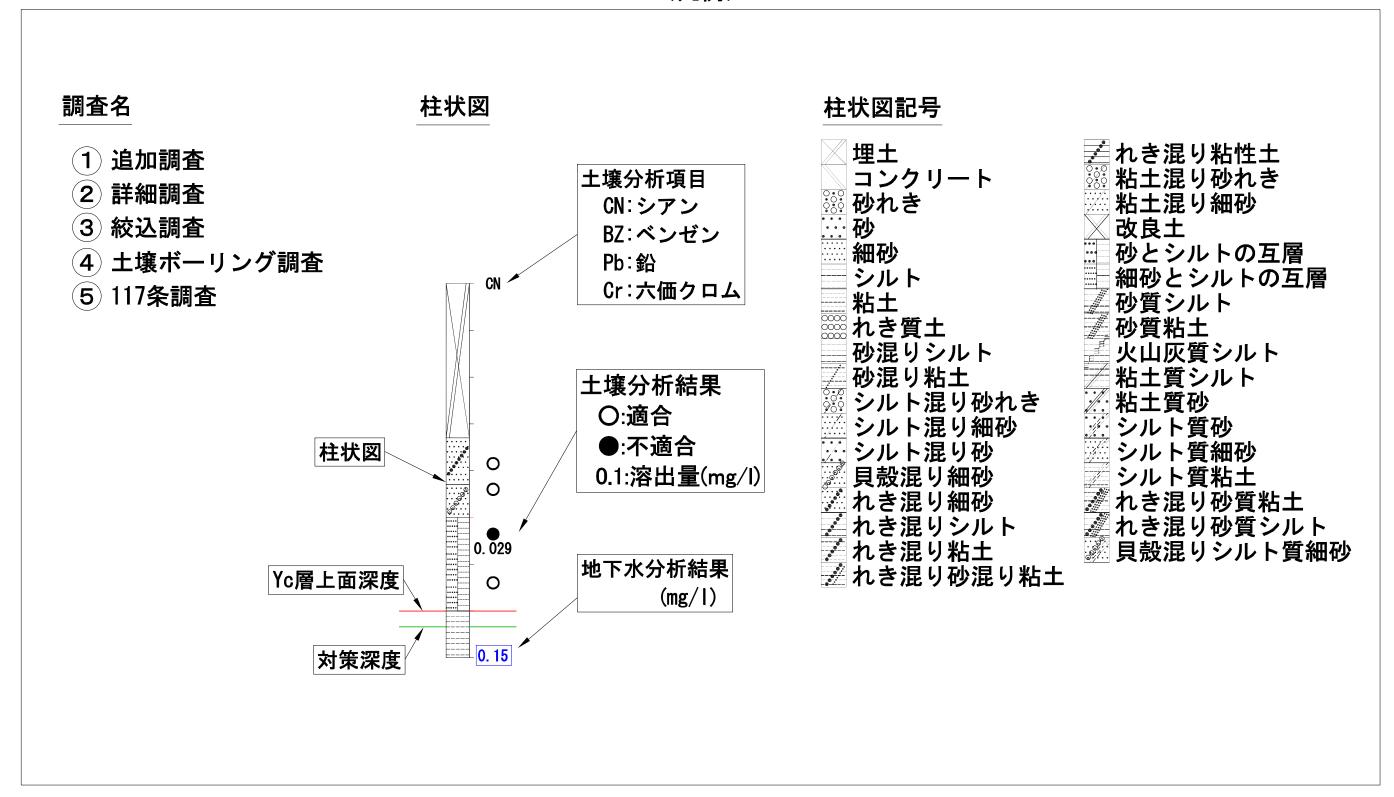
以上

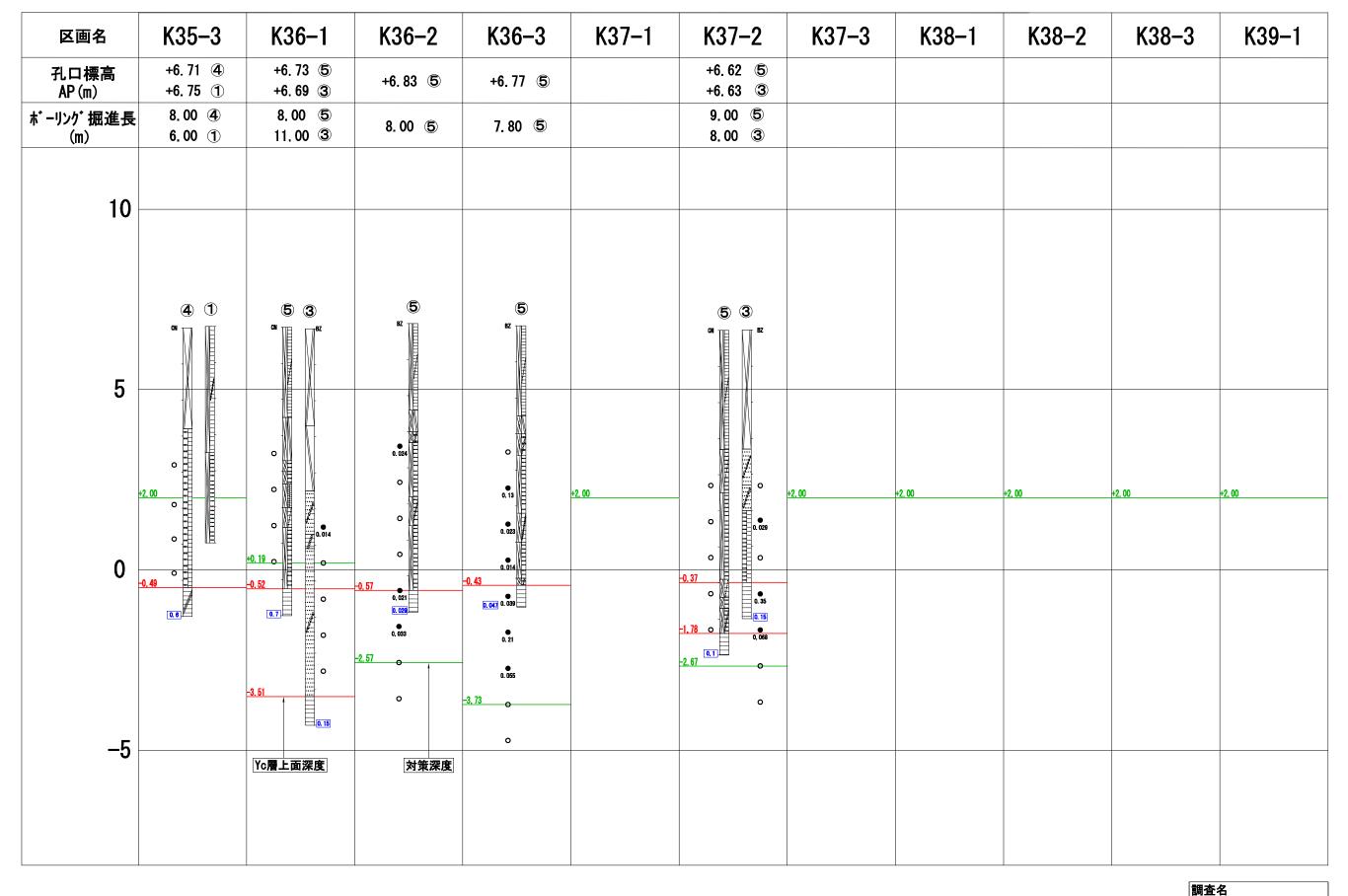
資料1



柱状図一覧の断面線位置図

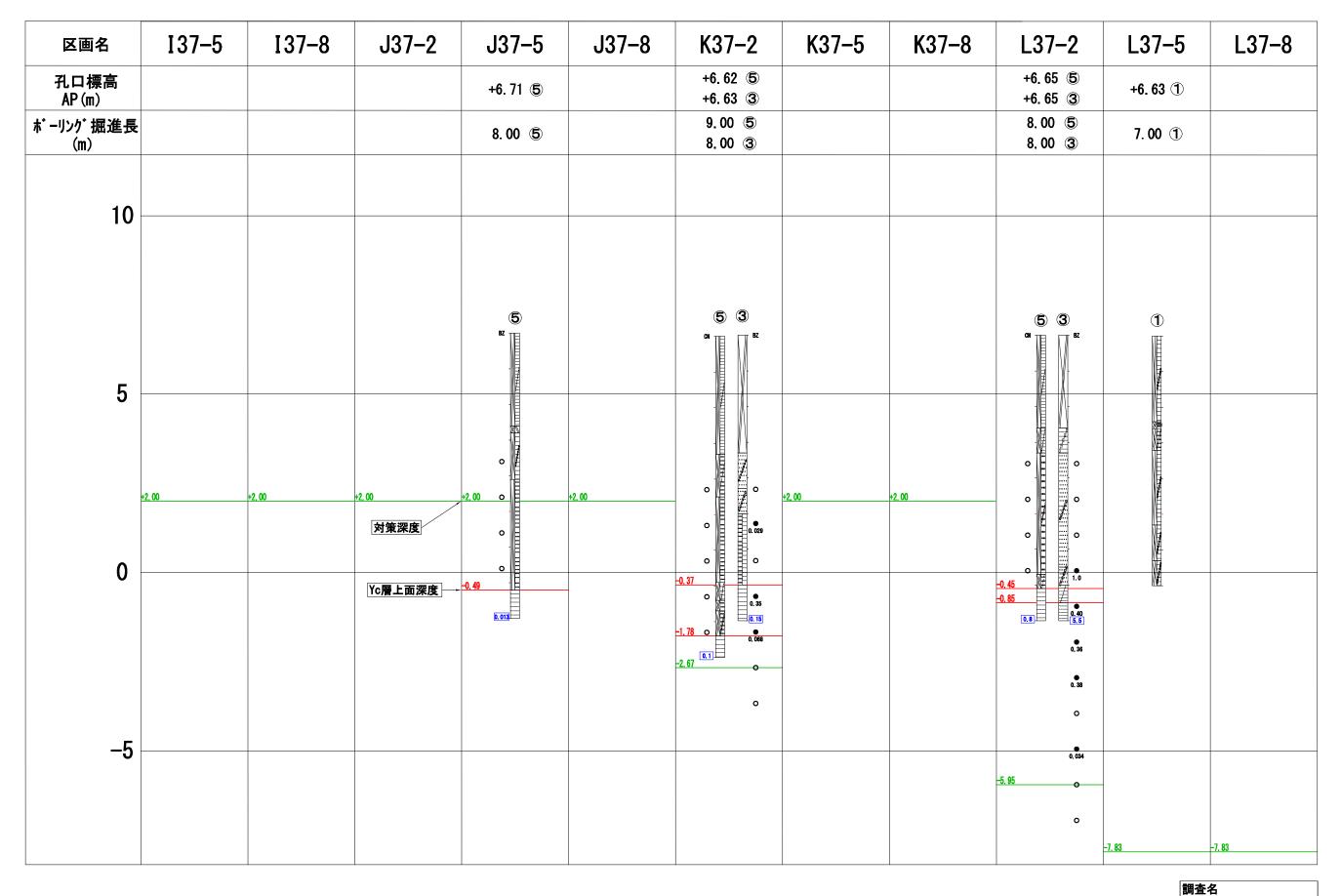
<凡例>





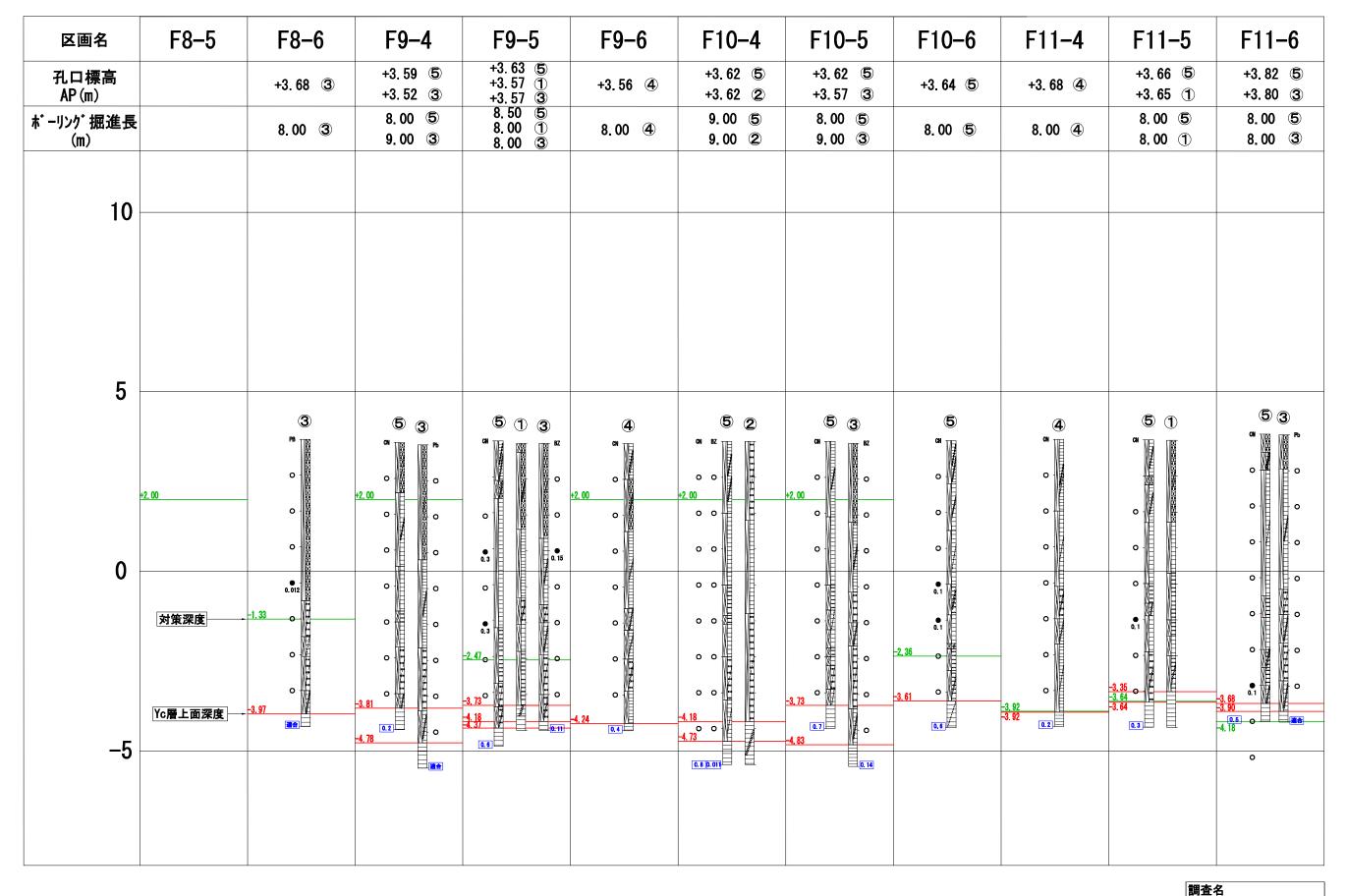
柱状図一覧図(5街区東西)

- 1 追加調査
- ② 詳細調査
- ③ 絞込調査
- 4 土壌ボーリング調査
- ⑤ 117条調査



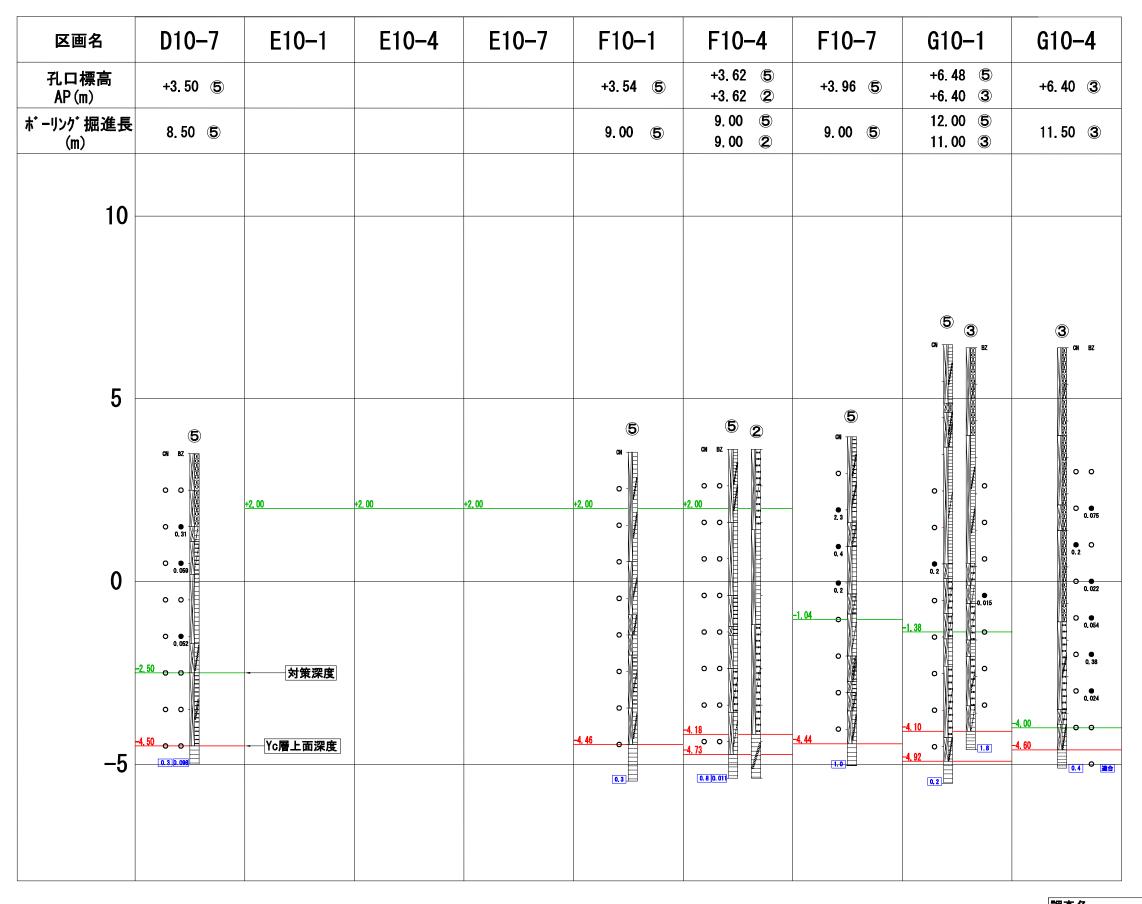
柱状図一覧図(5街区南北)

- 1 追加調査
- ② 詳細調査
- ③ 絞込調査
- 4 土壌ボーリング調査
- ⑤ 117条調査



柱状図一覧図(6街区東西)

- 1 追加調査
- ② 詳細調査
- ③ 絞込調査
- 4 土壌ボーリング調査
- ⑤ 117条調査



柱状図一覧図(6街区南北)

調査名

- ① 追加調査
- ② 詳細調査
- ③ 絞込調査
- 4 土壌ボーリング調査
- ⑤ 117条調査

資料2

5 街区

同一区画内でのYc層上面標高の差

Yc層上面標高の差が1m以上ある区画における汚染深度(2深度基準適合)の確定状況、掘削除去対策の実施状況

		Yc層上面標	高 (A.P.m)		2深度基準適合を確認し				2深度基準適	実際に掘削	対策深度の 妥当性(要対	
街区名	区画名	~	イ.土壌ボーリング調査	標高差(m)	校记	込調査		リング調査 7条調査	合を確認でき ない対象物質	施した深度	策温性(要別 策深度まで掘 削除去されて	備考
		ア. 絞込調査	条例117条調査	アーイ	対象物質	要対策深度 (A.P.m)	対象物質	要対策深度 (A.P.m)	(溶出量)	(A.P.m)	いるか)	
5街区	J 30 - 2	-2.96	- 1.71	-1.25	CN	-	Bz	-	-	2.00	0	
	J 30 - 3	-0.63	-1.14	0.51								
	J 33 - 9	-2.94	-2.29	-0.65								
	J 34 - 4	-3.03	-3.71	0.68								
	J 35 - 6 J 36 - 7	-0.51 -0.29	-0.73 -1.40	0.22	Bz	_	CN	2.30	_	2.00	0	
	K 28 - 6	- 0.29	-1.40 -2.44	2.06	Bz	-2.78	CN	2.30		- 2.78	0	Bzは底面管理調査で2深度基準適合を確認
	K 35 - 6	- 0.54	-0.53	-0.01	DZ	2.10	CIV			2.10	0	DATA成曲自生制直で4体形を至中地口で推応
	K 36 - 1	-3.51	- 0.52	-2.99	Bz	0.19	CN	_	_	0.19	0	
	K 37 - 2	-0.37	-1.78	1.41	Bz	-2.67	CN	_	-	-2.67	Ŏ	Bzは底面管理調査で2深度基準適合を確認
	L 28 - 8	- 0.51	-2.94	2.43	$_{ m Bz}$	2.64	CN	_	-	2.00	0	
	L 34 - 2	- 2.79	-2.64	-0.15								
	L 34 - 7	- 2.51	- 1.64	-0.87								
	L 34 - 9	-2.47	-2.34	-0.13								
	L 36 - 5	-0.33	-0.51	0.18								
	L 36 - 7 L 36 - 8	-0.69 -0.35	-0.39 -0.41	-0.30 0.06								
	L 36 - 8	- 0.35	-0.41 -0.45	-0.40		+						
	L 38 - 4	-0.57	- 0.36	-0.21								
	L 39 - 9	-2.61	0.92	-3.53	Bz, CN	-2.11	Pb	_	_	-2.11	0	Bzは底面管理調査で2深度基準適合を確認
	M 34 - 1	-2.30	-2.53	0.23							_	
	M 35 - 3	- 2.80	- 1.30	-1.50	CN	1.80	Bz	-	_	1.80	0	
	M 35 - 8	- 3.26	-2.46	-0.80								
	M 36 - 1	- 0.37	-0.70	0.33								
	M 36 - 3	-0.27	-0.89	0.62								
	M 37 - 3 M 37 - 4	-0.44 -0.72	-0.44 -0.56	0.00								
	M 37 - 4 M 37 - 5	-0.72 -0.08	-0.56 -1.01	-0.16 0.93		+						
	N 36 - 3	0.46	- 0.29	0.75								
	N 38 - 8	-0.41	- 1.52	1.11	Bz	_	CN	_	_	2.00	0	
	N 40 - 9	未確認	0.54	不明(1m以上と仮定)	CN	-0.07	Bz	_	_	-0.07	Ö	
	O 27 - 6	-3.80	-2.53	-1.27	CN	2.90	_	-	As (自然由来)	-3.80	Ö	Asは底面管理調査でも2深度基準適合を確認できず
	O 38 - 1	- 0.78	-0.32	-0.46								.=
	O 38 - 2	- 1.55	- 1.96	0.41								
	O 41 - 3	-1.44	-2.03	0.59		1						
	0 41 - 4	-0.37	-0.36	-0.01		1		1				
	O 42 - 4 O 42 - 7	-1.60 -1.76	-1.00 -1.67	-0.60 -0.09		1						
	P 34 - 1	0.49	-1.87 -2.91	3.40	Hg	1.69	Bz	_	_	1.69	0	
	P 36 - 3	-1.52	-1.42	-0.10	11g	1.03	DZ.			1.03	O	
	P 37 - 8	-1.54	-1.45	-0.09		1		1				
	P 40 - 5	- 0.13	- 2.80	2.67	CN	-	Bz	_	_	2.00	0	
	P 42 - 3	-1.43	- 1.25	-0.18			22			2.00		
	Q 36 - 2	-1.29	-2.47	1.18	Bz	-	CN	-	-	2.00	0	
	Q 36 - 9	-1.46	-1.90	0.44								
	Q 37 - 6	- 3.78	- 1.48	-2.30	Hg	2.22	CN	-	_	2.00	0	
	Q 37 - 7	-1.25	-1.64	0.39		1						
	Q 38 - 7	-0.93	-1.69	0.76								
	Q 39 - 7	-1.36	-1.23	- 0.13	<u> </u>	1		<u> </u>			<u> </u>	

:「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が1m以上ある場合 (本検証で対象とする区画)

:「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が0.4m以上ある場合

-:「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が1m以上ある場合において、Yc層上面深度が浅い方の地点でBz分析を実施している区画。 この場合、深い方のYc層上面深度までBz分析をしていないとの考えもあるが、Yc層上面標高の差は極端に大きなものではなく、埋立工事時の攪乱で生じた凹凸等も考慮すると、各調査地点のYc層上面深度がそれぞれ実態を表している(Yc層上面が傾斜している)と考え、不透水層確認までBz分析を行うという法の調査方法に照らしても問題のないものと考えた。

「①絞込調査」と「②土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上端標高の差が1m以上ある区画が全体で27区画確認された。この27区画のうち、対策工事の対象外である道路部のE27-7、H13-5を除く25区画については、いずれの区画でも2深度連続で基準に適合している状況が確認されており(自然由来と判断される場合を除く)、当該適合深度まで掘削除去対策も実施されていることから、仮にYc層上面標高の判断の差異により分析深度がYc層まで達していなかったとしても、その下位に土壌汚染が存在する可能性は低いと言える。

6 街区

同一区画内でのYc層上面標高の差

Yc層上面標高の差が1m以上ある区画における汚染深度(2深度基準適合)の確定状況、掘削除去対策の実施状況

		EEF1 (0)10/			,_							
		Yc層上面標	高 (A.P.m)		2深度基準適合を確認し		した対象物質(溶出量)	2深度基準適	実際に掘削 除去対策を実	禁除に掘削	
街区名	区画名	マッケバ細木	イ. 土壌ボーリング調査	標高差(m)	絞辺	調査		リング調査 7条調査	合を確認でき ない対象物質	施した深度	対策深度の 妥当性	備考
		ア. 絞込調査	条例117条調査	アーイ	対象物質	要対策深度 (A.P.m)	対象物質	要対策深度 (A.P.m)	(溶出量)	(A.P.m)		
6街区	A 9 - 4	-4.73	-4.97	0.24		(,,				
	A 9 - 8 A 10 - 6	-4.70 -3.58	-4.63 -5.11	-0.07 1.53	Bz	_	CN	-1.11	_	-1.11	0	
	B 6 - 3	- 4.48	-3.25	-1.23	Cr	3.00	Bz, CN	-	_	2.00	0	
	B 10 - 1	-4.43	-5.16	0.73								
	B 10 - 3 B 13 - 5	-4.28 -4.99	-4.60 -4.90	0.32 -0.09								
	B 13 - 8	-4 .80	- 4.81	0.01								
	C 11 - 5	-4.49	-4 .57	0.08								
	C 12 - 8 D 8 - 8	-4.74 -4.38	-4.72 -4.35	-0.02 -0.03								
	D 10 - 2	-4 .52	-4.74	0.22								
	D 10 - 3 D 10 - 8	-4.72 -4.42	-4.82 -4.90	0.10								
	D 11 - 1	-4.51	- 4.53	0.02								
	D 11 - 5	-4.83	-4.50	-0.33								
	D 11 - 6 D 11 - 8	-4.41 -4.41	-4.64 -4.60	0.23								
	D 11 - 9	-4 .33	-4 .58	0.25								
	D 12 - 1 D 12 - 4	-4.66 -4.45	-4.89 -4.68	0.23								
	D 12 - 4	-4.45 -4.22	-4.70	0.48								
	D 12 - 7	- 4.24	- 4.54	0.30								
	D 12 - 8 D 17 - 5	-4.06 -5.43	-4.40 -4.81	0.34 -0.62								
	D 24 - 2	-5.06	-4.75	-0.31								
	D 24 - 8	-5.19	- 5.19	0.00								
	D 26 - 4 E 7 - 1	-4.40 -5.10	-3.78 -4.71	-0.62 -0.39								
	E 11 - 1	-4 .17	- 4.42	0.25								
	E 11 - 6 E 11 - 7	-4.25 -4.55	-4.43 -4.61	0.18								
	E 19 - 9	-4.68	-4.51	-0.17				1				
	E 26 - 6	- 3.39	-2.41	-0.98	D		CNI			11. C. A	±1. 42. 41	DOT UNITED TO A LANGE THE OAL A MARK T
	E 27 - 7 F 6 - 3	-3.71 -4.67	-2.60 -4.77	-1.11 0.10	Bz	-	CN	-	-	対象外	対象外	E27-7は道路部のため対策工事の対象外である。
	F 6 - 4	- 4.35	- 3.80	-0.55								
	F 6 - 5	<u>-6.07</u>	-5.77	-0.30				-				
	F 9 - 4 F 9 - 5	-4.78 -4.18	-3.81 -4.37	-0.97 0.19				 				
	F 10 - 5	- 4.83	-3.73	-1.10	Bz	-	CN	_	-	2.00	0	
	F 11 - 6	-3.90	-3.68	-0.22								
	F 25 - 6	-3.55	-2.70	-0.85								
	F 25 - 9 F 26 - 4	-3.49 -2.96	-2.62 -3.64	-0.87 0.68								
	F 26 - 8	-3.62	-3.54	-0.08				1				
	G 7 - 6	- 4.82	- 5.26	0.44								
	G 8 - 2	- 4.38	-3.82	-0.56							-	
	G 8 - 6	-4.40	- 5.31	0.91								
	G 9 - 2 G 10 - 1	-4.07 -4.10	-4.81 -4.92	0.74								
	G 10 - 1	-4.10 -4.44	-4 .92	0.57								
	G 10 - 6	-4 .66	- 5.03	0.37								
	G 11 - 1	- 4.23	- 4.61	0.38								CNは底面管理調査で2深度基準適合を確認
	G 12 - 3	-3.62	- 4.65	1.03	Bz, CN	-2.96	-		As (自然由来)	-4.65	0	Asは底面管理調査でも2深度基準適合を確認できず
	G 12 - 6 G 13 - 2	-3.72 -3.77	-5.07 -4.47	1.35 0.70	CN	- 4.00	Bz	-	-	-4.00	0	CNは底面管理調査で2深度基準適合を確認
	G 14 - 5	- 4.23	-4 .69	0.46								
	G 24 - 3	-3.91	-4.39	0.48								
	G 25 - 3	-3.42	-3.40	-0.02		4.33. 12.1.1.3	IB A / 1.14 ==		`			

^{:「}絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が1m以上ある場合(本検証で対象とする区画)

^{:「}絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が0.4m以上ある場合

^{:「}絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が1m以上ある場合において、Yc層上面深度が浅い方の地点でBz分析を実施している区画。 この場合、深い方のYc層上面深度までBz分析をしていないとの考えもあるが、Yc層上面標高の差は極端に大きなものではなく、埋立工事時の攪乱で生じた凹凸等も考慮すると、各調査地点のYc層上面深度がそれぞれ実態を表している(Yc層上面が傾斜している)と考え、不透水層確認までBz分析を行うという法の調査方法に照らしても問題のないものと考えた。

7 街区

同一区画内でのYc層上面標高の差

Yc層上面標高の差が1m以上ある区画における汚染深度(2深度基準適合)の確定状況、掘削除去対策の実施状況

		Yc層上面標	高(A.P.m)	
街区名	区画名	ア. 絞込調査	イ. 土壌ボーリング調査 条例117条調査	標高差(m) ア - イ
7街区	G 24 - 9	- 3.51	-3.80	0.29
	H 11 - 1	- 4.77	- 4.64	-0.13
	H 12 - 2	- 4.44	- 4.51	0.07
	H 12 - 3	- 4.62	-4 .61	-0.01
	H 13 - 5	- 3.46	- 4.48	1.02
	H 15 - 6	- 4.38	- 4.84	0.46
	H 24 - 3	-3.10	-3.08	-0.02
	I 13 - 4	− 4.57	-3.89	-0.68
	J 16 - 8	- 4.43	-4 .11	-0.32
	J 17 - 9	- 4.35	- 4.83	0.48
	K 6 - 2	-5.67	-5.87	0.20
	K 8 - 1	-5.56	-5.54	-0.02
	K 8 - 9	- 5.45	-5.54	0.09
	K 24 - 6	-2.68	-3.20	0.52
	L 5 - 7	-3.45	-3.69	0.24
	L 6 - 3	-5.61	-4 .98	-0.63
		-4.61	-5.61	1.00
	M 4 - 2	-5.01	-3.48	-1.53
	M 4 - 8	-3.73	-1.80	-1.93
	M 5 - 3 M 6 - 1	-2.98 -4.41	-1.16 -4.32	-1.82 -0.09
		-4.41 -7.68	-4.32 -2.98	-0.09 -4.70
	M 6 - 8 M 23 - 2	-7.08 -2.72	-3.40	0.68
	N 4 - 4	-2.72 -7.36	- 5.40	0.50
	N 9 - 6	-4.42	-4 .33	-0.09

2深度基	長準適合を確認			2深度基準適	実際に掘削除去対策を実		
絞込	調査	土壌ボーリング調査 条例117条調査		合を確認でき ない対象物質	施した深度	対策深度の 妥当性	備考
対象物質	要対策深度 (A.P.m)	対象物質	要対策深度 (A.P.m)	(溶出量)	(A.P.m)		
							[140 - 575条の何のを正元成立 42 0 - 62年後祖祖本77
_	-	Bz	-	CN(対象外)	対象外	対象外	H13-5は道路部のため対策工事の対象外であり、底面管理調査は 実施していない。
Bz	-4.10	CN	_	_	- 4.10	0	Bzは底面管理調査で2深度基準適合を確認
CN CN	-4.10 -4.10 1.90	Pb Bz	-1. 08	_ _ _	-4.10 -4.10 1.90	0	Dがお以田昌生調具(ど木文本平画口で推応
Bz	0.10	CN	-		0.10	0	
Bz	-	CN	0.02	As (自然由来)	- 7.68	0	Asは底面管理調査でも2深度基準適合を確認できず

:「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が1m以上ある場合(本検証で対象とする区画)

:「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が0.4m以上ある場合

:「絞込調査」と「土壌ボーリング調査又は環境確保条例第117条に基づく調査」のYc層上面標高の差が1m以上ある場合において、Yc層上面深度が浅い方の地点でBz分析を実施している区画。 この場合、深い方のYc層上面深度までBz分析をしていないとの考えもあるが、Yc層上面標高の差は極端に大きなものではなく、埋立工事時の攪乱で生じた凹凸等も考慮すると、各調査地点のYc層上面深度がそれぞれ実態を表している(Yc層上面が傾斜している)と考え、不透水層確認までBz分析を行うという法の調査方法に照らしても問題のないものと考えた。

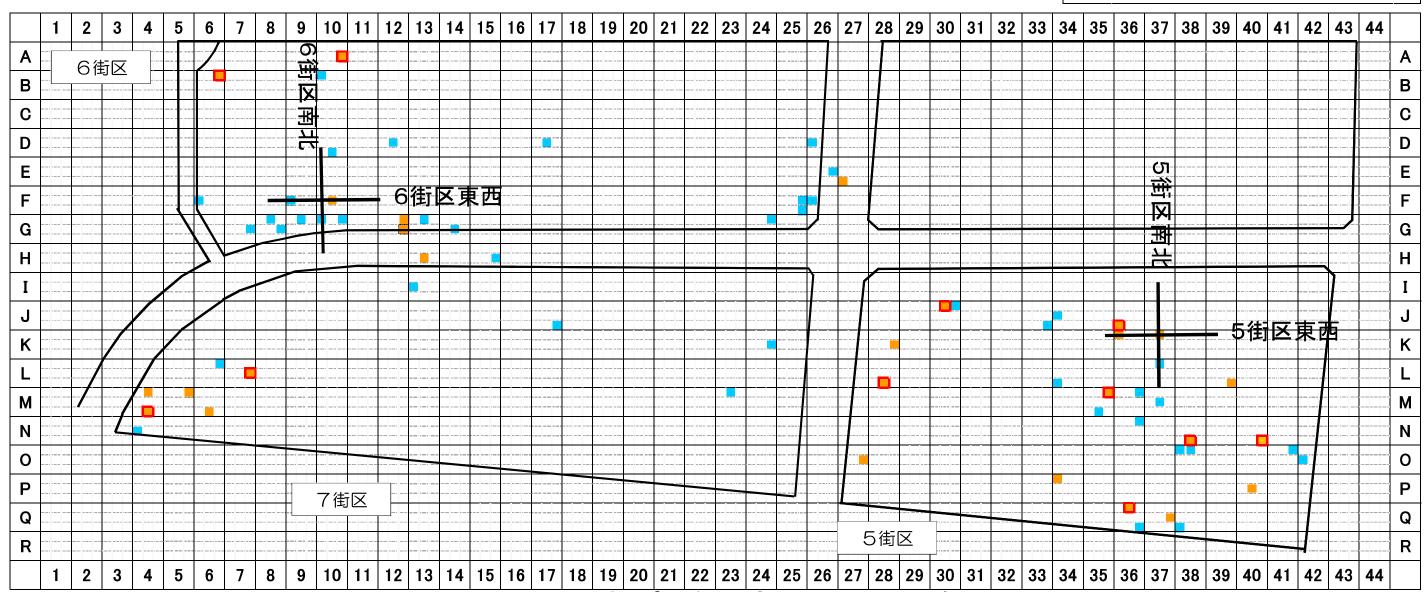
凡 例

: 標高差が1m以上の場合

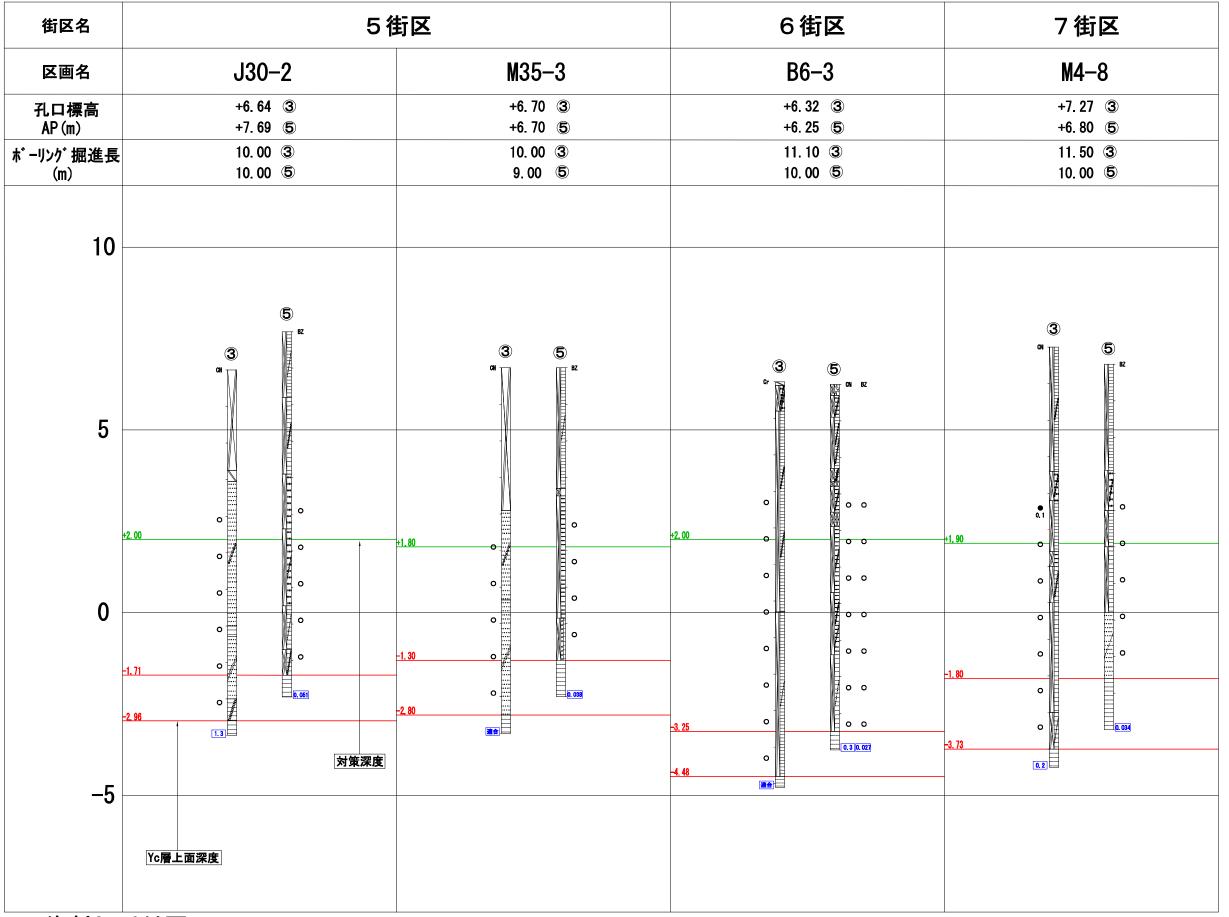
:標高差が0.4m以上1m未満の場合

:標高差が1m以上の場合で、Yc層上面深度 が浅い方の地点でベンゼンの分析を

実施している地点



Yc層上面標高差のある区画一覧



資料2 添付図

ベンゼンを対象とした条例117条調査のYc層上面深度が絞込調査のYc層上面深度より1m以上浅い区画の状況

調査名

- ① 追加調査
- ② 詳細調査
- ③ 絞込調査
- 4 土壌ボーリング調査
- ⑤ 117条調査